

令和2年度
第4回北海道地方最低賃金審議会

議事録要旨

日 時：令和2年8月11日（火）13：27～14：15
場 所：札幌第一合同庁舎 10階 共用第2・第3・第4会議室

令和2年度第4回北海道地方最低賃金審議会議事要旨

1 日 時 令和2年8月11日(火) 13:27~14:15

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階 共用第2・第3・第4会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、加藤委員、亀野委員、菅野委員、西村委員
労働者委員 大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、野原委員、藤原委員、守山委員

【事務局】 久富労働基準部長、熊谷賃金室長、白川室長補佐、
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) 今後の審議会の日程について
- (6) その他

5 議事内容

- (1) 加藤会長より本日の議事録署名委員が指名された。
事務局より全国の改定状況について報告。
事務局より、北海道最低賃金専門部会の審議結果に係る専門部会報告文を朗読した後、加藤会長より専門部会における審議経過等が報告された。
- (2) その後、北海道最低賃金は現行どおりとする旨の提案がなされ、意見等なく採決となり、賛成多数により当該提案内容が北海道地方最低賃金審議会の意見とされた。

(報道機関入室・以下公開審議)

○加藤会長

それでは、ただいまから局長に答申をいたします。

それでは、局長からご挨拶をお願いします。

○久富労働基準部長

ただいま答申をいただきました。本日、大変恐縮ですけれども、局長が所用のため出席できませんので、私のほうからご挨拶をさせていただきます。

本年度の最低賃金の改定につきましては、7月3日に当審議会において諮問させていただき、7月27日に中央最低賃金審議会の答申状況についてご説明をさせていただいた上で、28日から8月6日まで8回にわたりご審議をいただきました。

本年におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中央最低賃金審議会の具体的な目安が示されない中で、皆様におかれましては非常に難しいご判断をいただいたと思います。そして、その中において例年に比べて非常に丁寧にご審議をしていただいたと考えております。

私どもにおきましては、答申の中でもご指摘いただきましたように各種支援を行っておりますけれども、それを引き続き迅速に実行していきますとともに、最低賃金の履行確保に向けても徹底してまいりたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○加藤会長

ありがとうございました。

それでは、ここで休憩といたします。

○熊谷賃金室長

この後、報道関係者の撮影クルーの方は退室していただきまして、記者の方は報道席に残っていただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

13時56分 中 断

14時00分 再 開

○加藤会長

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等について説明をしてください。

○熊谷賃金室長

ただいま答申をいただきましたので、答申の要旨を本日公示いたします。答申内容に異議がある場合、その申出の締切りが8月26日・水曜日となりまして、本審議会において異議に関しての審議を行うこととなります。この審議を8月27日・木曜日の午後1時半から本日と同じこの会場で開催したいと思いますので、日程の確保につきましてよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤会長

ただいまの説明によりますと、8月26日の水曜日までに異議の申出があった場合は、8月27日・木曜日13時半から本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、異議審につきましても金額審議となりますので、非公開といたします。

次に、審議会令第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

そこで、最低賃金専門部会の任務は本日の答申をもって一応終了いたしました。今後異議の申出があれば、その処理が完了した時点で専門部会を廃止することを決議したいと思っております。

よろしいでしょうか。

「はい」

それでは、そのように決定いたします。

専門部会の皆様は、大変ご苦労さまでした。

次の議事に入ります。

特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無につきましては、運営小委員会に審議を付託しておりましたが、本日報告があります。

事務局から運営小委員会の報告文を読み上げてください。

○白川室長補佐

それでは、運営小委員会の報告書を読み上げさせていただきます。

令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章 殿

北海道地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 加藤 智章

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖

類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

次のページ以降でございますが、北海道鉄鋼業、北海道電気関係、北海道船舶関係の3業種の報告書となりますが、ただいま読み上げました内容と同様でございます。それぞれ改正決定することを必要と認めるとの報告内容となっております。

以上です。

○加藤会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告をもとに当審議会としての答申を取りまとめたいと思います。

事務局から答申文（案）を配付の上、これも読み上げてください。

○白川室長補佐

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

案 1

令和2年8月11日

北海道労働局長

上田 国土 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

案2は「北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、案3は「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、案4は「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」であります。全て改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申するという内容になっております。

以上でございます。

○加藤会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの答申文にすることで、よろしいでしょうか。

「はい」

それでは、全会一致で答申文が了承されたものとして、これより答申をいたします。

それでは、次の議題です。令和2年度における特定最低賃金の改正決定の諮問がなされると伺っております。よろしく願いいたします。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○熊谷賃金室長

読み上げさせていただきます。

北労発基0811第1号

令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長

上田 国土

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第4号）
- ・北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号）
- ・北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第3号）
- ・北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第5号）

以上です。

○加藤会長

ただいま局長より、4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。局長よりご挨拶があります。

基準部長、お願いします。

○久富労働基準部長

本日は、4業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきました。ありがとうございます。

併せて、本日これら業種の特定最低賃金の金額の改正に係る諮問をさせていただきました。

委員の皆様方には地域別最低賃金に引き続きご審議いただくこととなり、大変恐縮ではございますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤会長

委員の皆様には、改正決定に向けてご協力をお願いいたします。

次に、産業ごとに専門部会を設置する必要がありますので、今後の日程等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○白川室長補佐

ご説明申し上げます。

最低賃金法第25条第1項の規定によりまして、委員の推薦公示を本日8月11日・火曜日に行い、委員の推薦締切りは8月28日・金曜日として、その後9月初旬までには委員の発令が行えるよう事務手続を進めさせていただきます。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましては、本日公示し、8月26日・水曜日を締切日とし、その間に提出された意見につきましては、その後に開催する各専門部会に報告することとします。

改正決定の発効日を例年の12月1日を目指しますと、10月1日・木曜日が答申の期限となりますので、第1回目の産業別専門部会の開催につきましては4業種合同で開催できればと考えております。開催日時につきましては、現時点では9月上旬の午後に第1回目を開催したいと考えております。

また、第2回目以降の開催日につきましては第1回目の専門部会でおのこの決定していただくこととなります。

以上です。

○加藤会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのとおり手続を進めてください。

次に、審議会令第6条第5項で「審議会は、あらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という規定があります。

本年度の審議におきましても、これまでどおり、それぞれの専門部会におきまして全会一致で結論が得られた場合には、その決議をもって本審議会の決議とするということに決定したいと思います。

また、設置される専門部会がそれぞれ局長に対して答申を行った後、審議会令第6条第7項により、異議申出等期限が満了した段階で廃止することをあらかじめ決議しておきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

「はい」

それでは、そのように決定をいたします。

4業種とも効率的に審議ができるように、協力方よろしく願いいたします。

最後に、「その他」でございますが、何かございますでしょうか。

労側、いかがですか。

使側、いかがでしょうか。

「ありません」

○加藤会長

事務局はいかがですか。

○白川室長補佐

事務局より、第2回運営小委員会の決定について報告がございます。

第2回本審の議事にありました北海道地方労働審議会委員からの最低賃金審議会の可視化に係る意見につきましては、運営小委員会にその審議が付託されておりました。本日は、その審議結果について報告いたします。

審議会等の公開につきましては、金額審議を行わない本審議会は公開とし、運営小委員会と金額審議が主体となる専門部会は非公開としているところでございますが、議事録等の公開方法につきまして審議した結果、現在の北海道労働局での閲覧によるものとともに、ホームページに掲載するということが確認されました。

そして、ホームページの掲載内容は、本審議会は議事録と資料を、専門部会及び運営小委員会は非公開のため議事要旨を掲載するということが確認されました。

なお、本審議会のうち、最低賃金の結審及び異議申立てに係る審議会は金額審議であるため、この2つについては一部議事要旨の掲載になることも併せて確認されたことを申し添えます。

以上です。

○加藤会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、当審議会としては、ただいま報告がありましたように、金額審議のものは議事要旨、それ以外のものにつきましては議事録をホームページに掲載するという方法で対応していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

「はい」

それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。

ほかにご意見等がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。